

# 郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会

## 市長からの提案「郡山市の子育て施策について」

- ① 保育・幼児教育ビジョンについて
- ② 2022年度 こども部 重点施策
- ③ こども部の施策ピックアップ!!
  - (1) ヤングケアラー支援について
  - (2) 配慮が必要な子ども(施設)への支援の強化
  - (3) 子どもの居場所づくりについて
  - (4) LINEによる相談について
- ④ ベビーファースト運動への参画について
- ⑤ こども家庭庁について
- ⑥ コロナ対策について

日時:2022年7月22日(金) 15:30～

場所:郡山市役所庁議室及びオンライン配信



## ◎児童憲章

制定日：昭和26年5月5日

制定者：児童憲章制定会議（内閣総理大臣により招集。国民各層・各界の代表で構成。）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

# ①保育・幼児教育ビジョンについて

## ●全国的に進む少子化

### 出生数の年次推移, 母の年齢 (5歳階級) 別

(単位: 人)

出生数が80万人を切るおそれ!

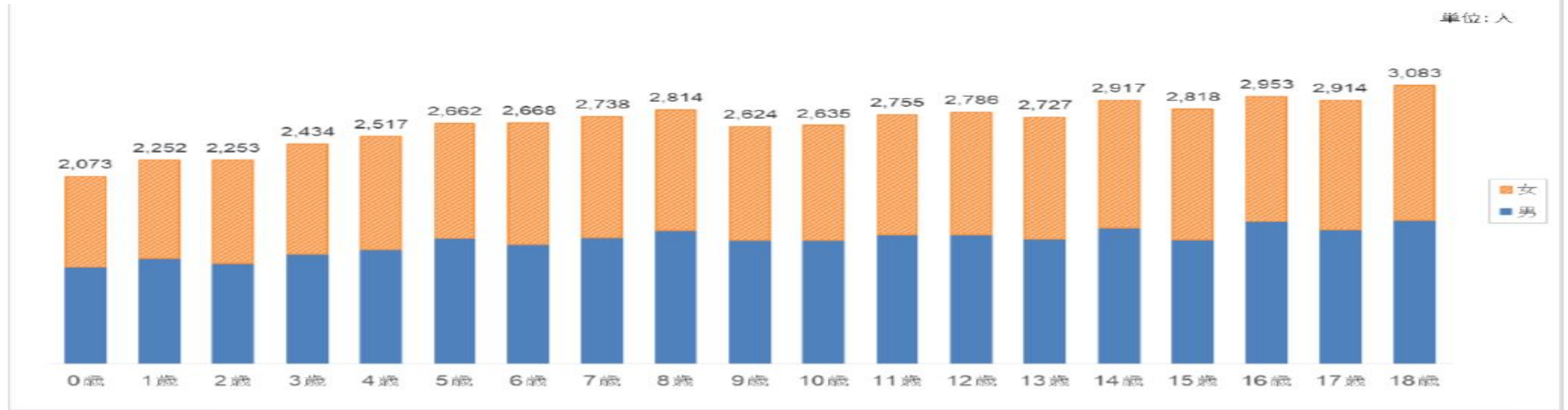
母の年齢	昭和60年 (1985)	平成7年 ( ' 95)	17 (2005)	27 ( ' 15)	30 ( ' 18)	令和元年 ( ' 19)	2 ( ' 20)	* 3 ( ' 21)
総 数 <sup>1)</sup>	1 431 577	1 187 064	1 062 530	1 005 721	918 400	865 239	840 835	811 604
19歳以下	17 877	16 112	16 573	11 930	8 778	7 782	6 948	5 541
20～24	247 341	193 514	128 135	84 465	77 023	72 092	66 751	59 894
25～29	682 885	492 714	339 328	262 266	233 754	220 933	217 804	210 427
30～34	381 466	371 773	404 700	364 887	334 906	312 582	303 436	292 435
35～39	93 501	100 053	153 440	228 302	211 021	201 010	196 321	193 173
40～44	8 224	12 472	19 750	52 561	51 258	49 191	47 899	48 516
45歳以上	245	414	598	1 308	1 659	1 649	1 676	1 617

注: \*印は概数である。  
1) 総数には母の年齢不詳を含む。

人口動態調査(厚生労働省)より

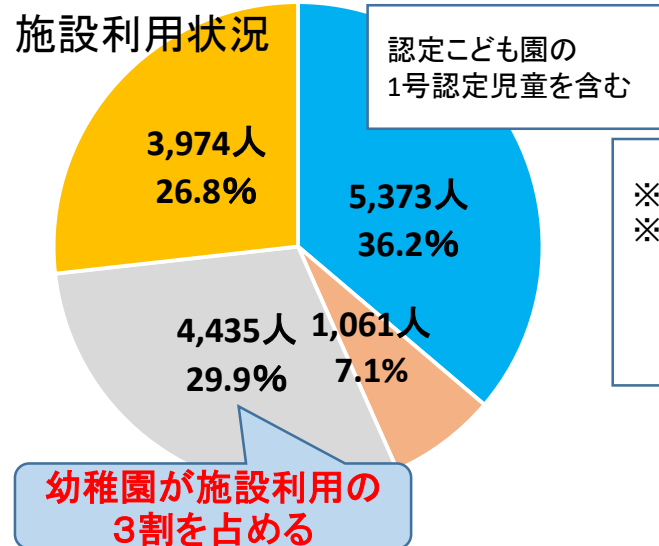
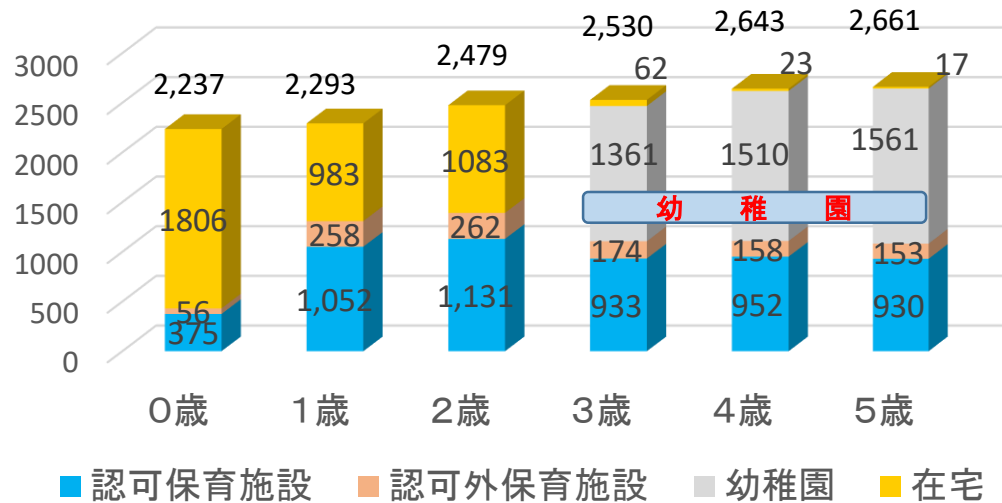
# ●少子化が進行する郡山市

2021年7月1日現在の年齢別(0~18歳)人口



就学前児童の施設利状況(2021年4月1日現在)

0~5歳児人口: 14,843人(※1) 施設利用者数: 11,136人(※2、市内に住民登録のある児童)

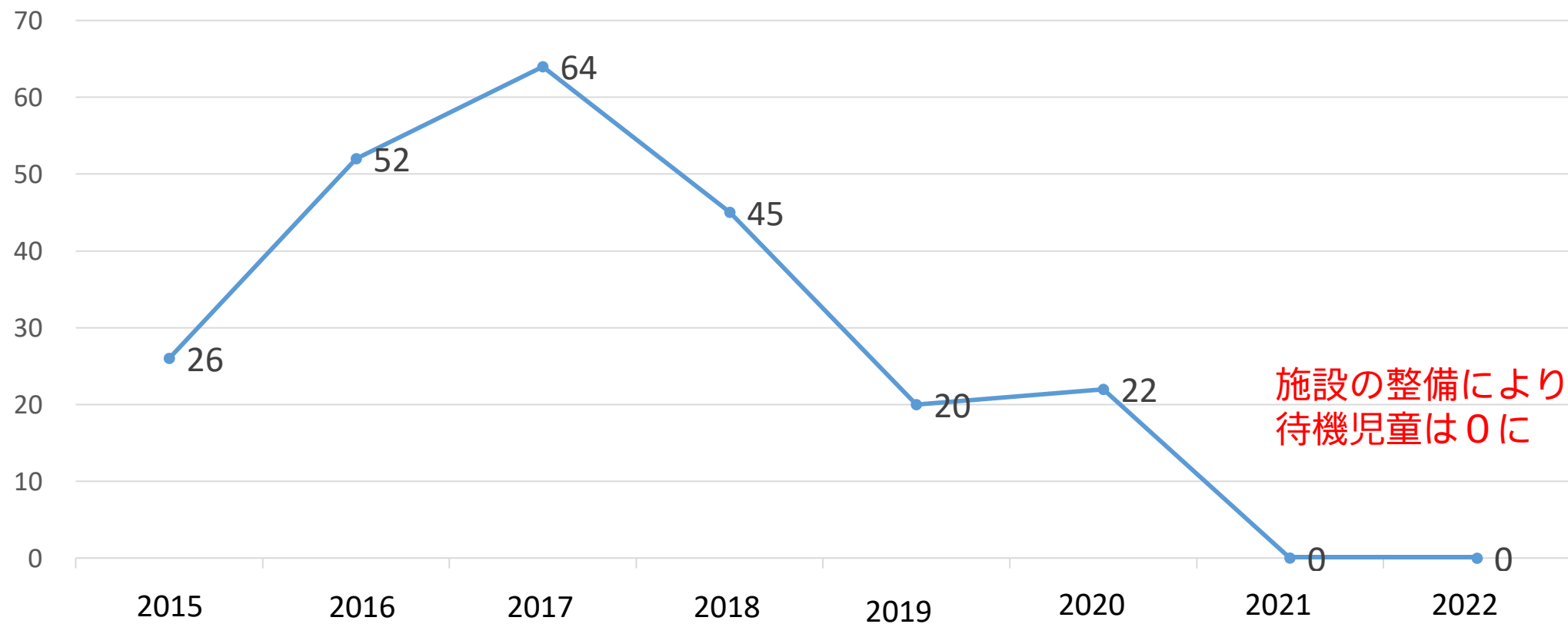


※1 住民基本台帳人口 2021年4月1日現在  
 ※2 認可保育施設 2021年4月1日現在  
 認可外保育施設 2021年4月1日現在  
 幼稚園 2021年4月1日現在  
 なお、住民登録外の児童を除く。

※認可保育施設には認定こども園(2号・3号)を含む

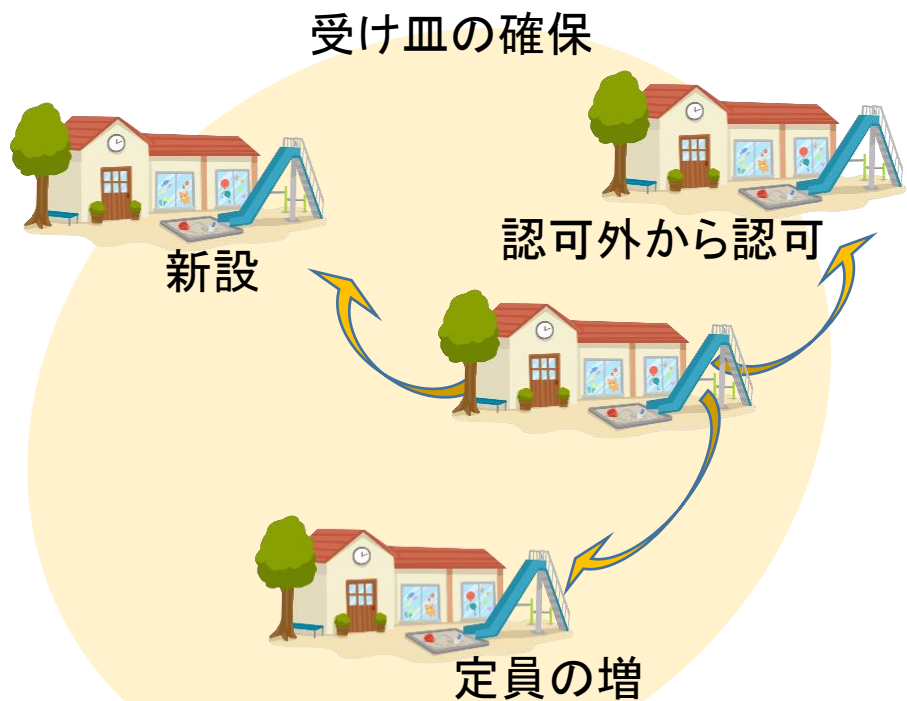
## ●民間施設整備による待機児童の解消

国基準待機児童数（2022年4月1日現在）



# 転換点を迎えた保育行政

これまで **量の確保**に注力



転換点

現在

持続可能かつ  
質の高い保育・  
幼児教育を  
目指す



保育・幼児教育  
ビジョン策定

今後 **質の向上**へ



# 郡山市保育・幼児教育ビジョン

2021年11月策定

～持続可能かつ質の高い保育・幼児教育を目指します～

## ビジョン概要

**基本理念** : 「子どもの想い」を第一に考えるまち こおりやま

### 保育・幼児教育の現状と課題

#### 全国的な動向

- 人口減少と少子高齢化
- 女性の就業率の上昇
- 特別な配慮を必要とする児童の増加
- 保育者の不足

#### 郡山市の課題

- 多様なニーズへの対応
- 特別な支援を要する児童等への対応
- 保育人材確保と負担軽減
- 待機児童ゼロの継続
- 公立保育所老朽化への対応
- 需要減少を見据えた施設配置
- 感染症や災害への対応
- 保育者の資質維持向上

### 基本的な視点

子どもの最善の利益 将来を見据えたバックキャスト  
SDGs セーフコミュニティ こおりやま広域圏

### 基本方針と取り組みの方向性

#### 基本方針 1

保育・幼児教育の質の向上に必要な基盤を整備

- 保育者の就業環境改善
- 保育士・保育所支援センターの機能強化
- 研修機会の確保
- 施設や保育者のネットワーク構築
- バックキャストの視点による就学に向けた支援

#### 基本方針 2

多様な保育・幼児教育ニーズへ対応

- 特別な支援の必要な児童・保護者への支援
- 医療的ケア児への支援
- 病児保育事業の拡充
- 延長保育事業の拡充・休日保育の検討
- 広域利用の検討

#### 基本方針 3

施設の適正配置に取り組む

- 公立保育所の機能強化
- 必要な保育・幼児教育の確保
- 少子化の進行に応じた公立保育所の適正配置

#### 基本方針 4

非常時(災害・コロナ感染症等)に強い体制の構築

- 非常時の協力体制構築
- 災害対応にかかわる計画策定の支援
- 施設の危機管理体制強化
- ニューノーマルへの対応支援

基本方針1をベースとして基本方針2～4を展開

# ②2022年度 こども部 重点施策



II 「誰一人取り残さない」SDGsの基本理念の実現

2025・2030

## こどもまんなか。こおりやま子本主義！ しほん

～子どもを中心とした、「誰一人取り残されないあたたかいまち こおりやま」の実現～

▶▶ 5つの視点から、子ども中心の切れ目のない支援策を拡充

◎新規事業

### I 年間を通じた待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応

- 放課後児童クラブ事業
- 医療的ケア児保育支援事業
- 保育士・保育所支援センター事業



### II 安心して生み育てられる社会の実現

- 子育て世代包括支援センター事業
- 産後ケア事業
- ◎多胎児支援事業
- こども医療費助成事業

### III 困難な課題を抱える女性への支援

- ◎民間賃貸住宅の家賃等支援事業
- ◎公正証書等作成支援事業



### IV インクルーシブ社会の礎づくり

- ◎子ども若者育成支援推進事業
- ◎ヤングケアラー啓発事業



DECADE  
OF >>>  
ACTION

### V 若い世代の希望実現を応援

- withコロナ婚活支援事業
- 結婚新生活支援事業

(こども部)



### ③こども部の施策ピックアップ!!

## (1)ヤングケアラー支援に向けた庁内連携会議を立ち上げました!

家族を支えている  
ヤングケアラーは、  
かっこいい。

でも、  
一人で頑張らないで、  
誰かを頼ったっていい。



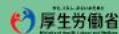
# 子どもが子どもで いられる街に。

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような  
家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと。  
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

子どもが子どもでいられる街に

ヤングケアラーについて  
詳しくはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



### ? ヤングケアラーって?

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと。  
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

障がいや病気のあるきょうだいの世話をしている。

目の見えない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家族を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。

がん・難病・精神疾患など慢性の病気のある家族の看病をしている。

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。

障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

### ? ヤングケアラーは「ふつうのこと」?

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、  
でも、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負担がかかっている場合は、  
すこし注意が必要です。



学校の先生・スクールカウンセラー・  
スクールソーシャルワーカー・保護者の人・友達など、  
信頼できる相手に相談してみましょう。

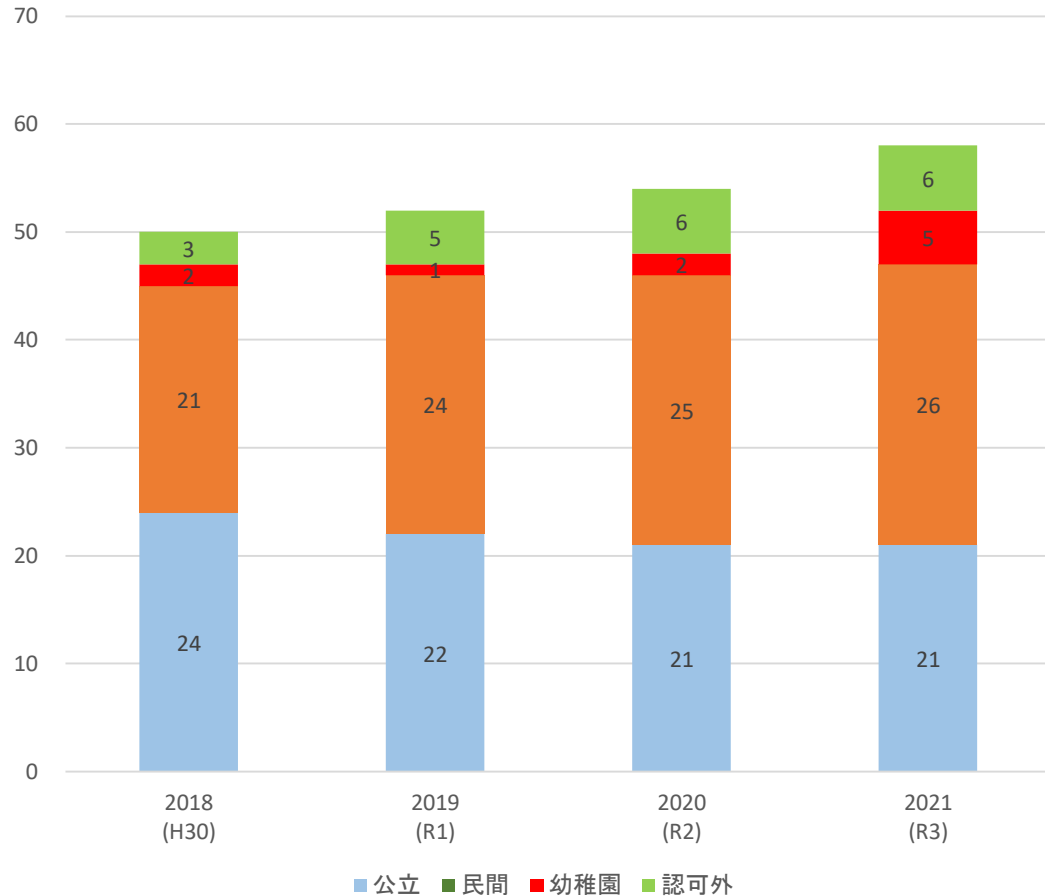
厚生労働省の特設ホームページでも、様々な相談先を紹介しています。  
<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



## (2) 配慮が必要な子ども(施設)への支援の強化

(施設)

保育所等児童カウンセリング事業の実績



実施希望施設の増加

●2022年度より「私立幼稚園運営費補助金」を見直し

【補助内容】

- ・園割(見直し)
- ・園児割
- ・預かり保育加算
- ・障がい児加算(創設)※

※心身障がい児等を受け入れる幼稚園の負担軽減のため「障がい児加算(障がい児等1人につき40,000円)」を創設

(2022年度交付決定実績 126人×40,000円=5,040,000円)

【事業目的】

市内の保育所等に在籍する児童で、集団生活に配慮が必要な児童の保護者及び保育士の相談に応じることにより児童の健やかな発育を図る。

# (3)子どもの居場所づくりを推進しています！



### 子ども食堂ネットワークとは

市内の子ども食堂と応援したい地元企業、そして郡山市が連携することにより、子ども食堂の利用者や地域の方々に、子ども食堂への理解や安心感を深めてもらうとともに、子ども食堂の運営を支援し、子どもたちが健やかに成長し自立できる社会を実現するために、令和元年10月に「郡山市子ども食堂ネットワーク」を立ち上げました。

### 子ども食堂を支援する

子ども食堂の支援には、主に次の3つがあります。寄附の方法など、詳しくは下記へお問い合わせいただくか、郡山市ウェブサイトをご覧ください。

1 食材等を提供する 2 商品券を寄附する 3 お金を寄附する

ご寄附いただいた商品券は、活動規模に応じて各子ども食堂運営団体へ配分され、団体の活動資金となります。また、寄附金は、全額、各団体へ配分するための商品券の購入に充てられます。

**皆様からの暖かいご支援をお待ちしています！**

子ども食堂の多くは、寄附や助成金、ボランティアなどで運営されています。企業や団体、個人の方からの寄附や食材等の提供を募集しています。

## 郡山市子ども食堂ネットワーク

# 子ども食堂マップ



「子ども食堂」は、地域の方々や民間団体の取り組みにより、無料または定額で子どもたちに食事を提供しています。

子どもに限らず保護者や地域の方々など誰でも利用でき、様々な体験活動も行うなど、みんなが楽しく安心して過ごせる居場所づくりを行っています。

お問合せ（寄附、ネットワーク登録に関すること）郡山市こども部こども政策課  
TEL 024-924-3801 FAX 024-924-3802  
Eメール [kodomoselsaku@city.koriyama.lg.jp](mailto:kodomoselsaku@city.koriyama.lg.jp) ウェブサイトはこちら→





## (4)LINEによる相談を受け付けています！

郡山市では、保護者の方やお子さん自身の「困ったこと」、「子育ての悩み」、「不安なこと」等の相談を気軽にさせていただくため、LINEによる相談を受け付けています。

ぜひ、お友だち登録をお願いします。

**アカウント名：郡山市LINE子育て相談**

**ID：@939yzvid**



## ④ベビーファースト運動への参画について

7月25日  
市長記者発表予定



公益社団法人日本青年会議所の「ベビーファースト運動」の趣旨に賛同し、郡山市は「**ベビーファースト運動**」へ参画します。

### 【概要】

「ベビーファースト運動」とは、子育て世代が子どもを産み育てたくなる社会を実現するための運動です。企業や行政がみんなで赤ちゃんを育てていく優しい社会を目指し、公益社団法人日本青年会議所が全国的に展開しています。

### 【郡山市の活動宣言】

## 「郡山市は全力で子育て応援中！」

市民の皆様、事業者、郡山市などが一体となり、地域ぐるみで、子どもを産み育てやすいまちづくりを目指します。郡山市でも、全庁的に子育て応援に取り組んでまいります。

### 【郡山市のアクションプラン】

- ①安心して産み、育てられるまち郡山を実現します。
- ②子どもの成育段階に応じた子育てを支援します。
- ③若い世代の希望実現を応援します。



# ⑤ こども家庭庁について

## こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年度のできる限り早期に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制  
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

### 司令塔機能

- 各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
  - ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
  - ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
  - ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
  - ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
  - ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

### 各府省から移管される事務

- <内閣府>
  - 政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務
  - 子ども・子育て本部が所掌する事務
- <文部科学省>
  - 総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務
- <厚生労働省>
  - 子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
  - 障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

### 新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR：こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興  
(制度、教育課程、免許、財政支援など)

○幼児教育の振興

- 学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

- 医療の普及及び向上
- 労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

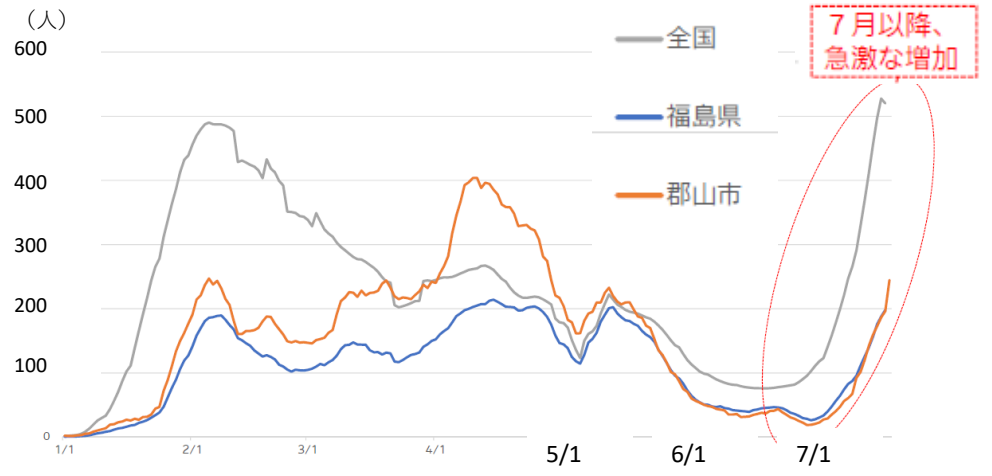
いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針概要  
(2021年12月21日閣議決定)

# ⑥コロナ対策について

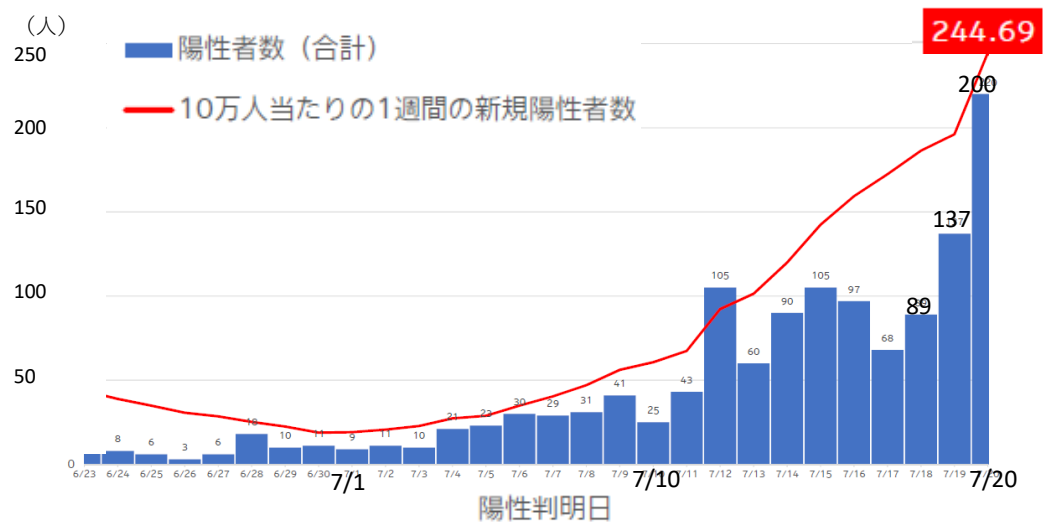
■10万人当たりの新規陽性者数の推移(1週間)【2022.1~】<sup>3)</sup>



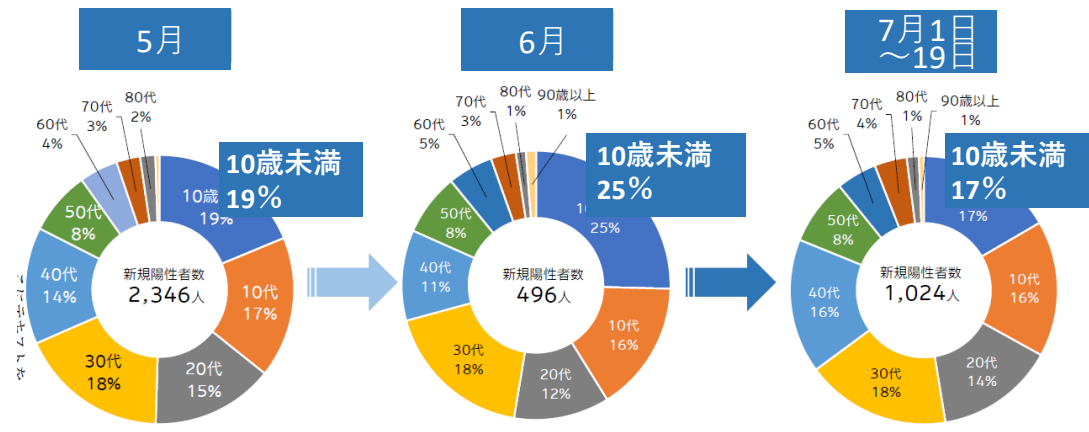
※「人口」は、令和3年4月現在（総務省、福島県、郡山市 公表）の数値を使用。

第30回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議から

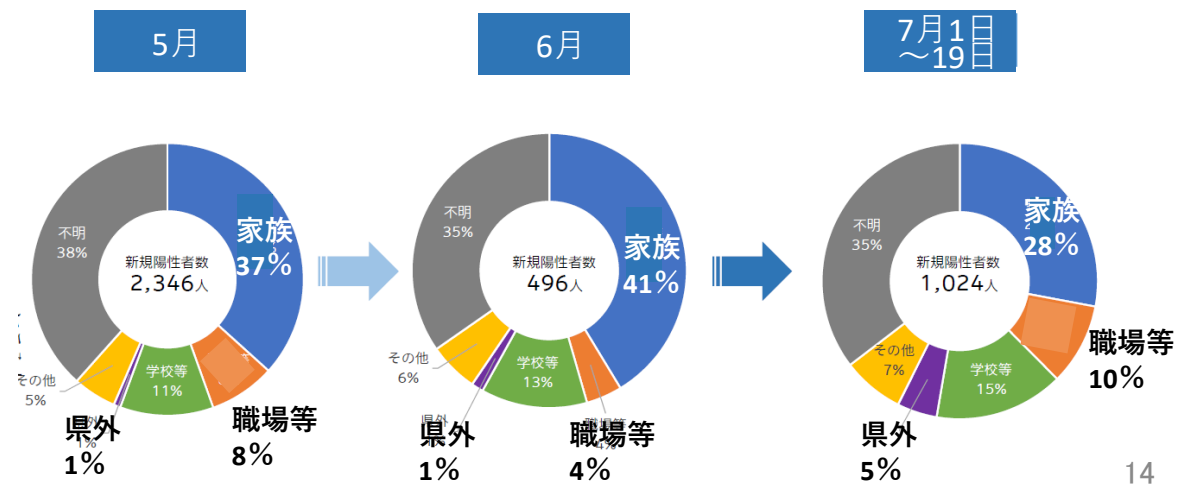
■新規陽性者数の推移【直近1か月】



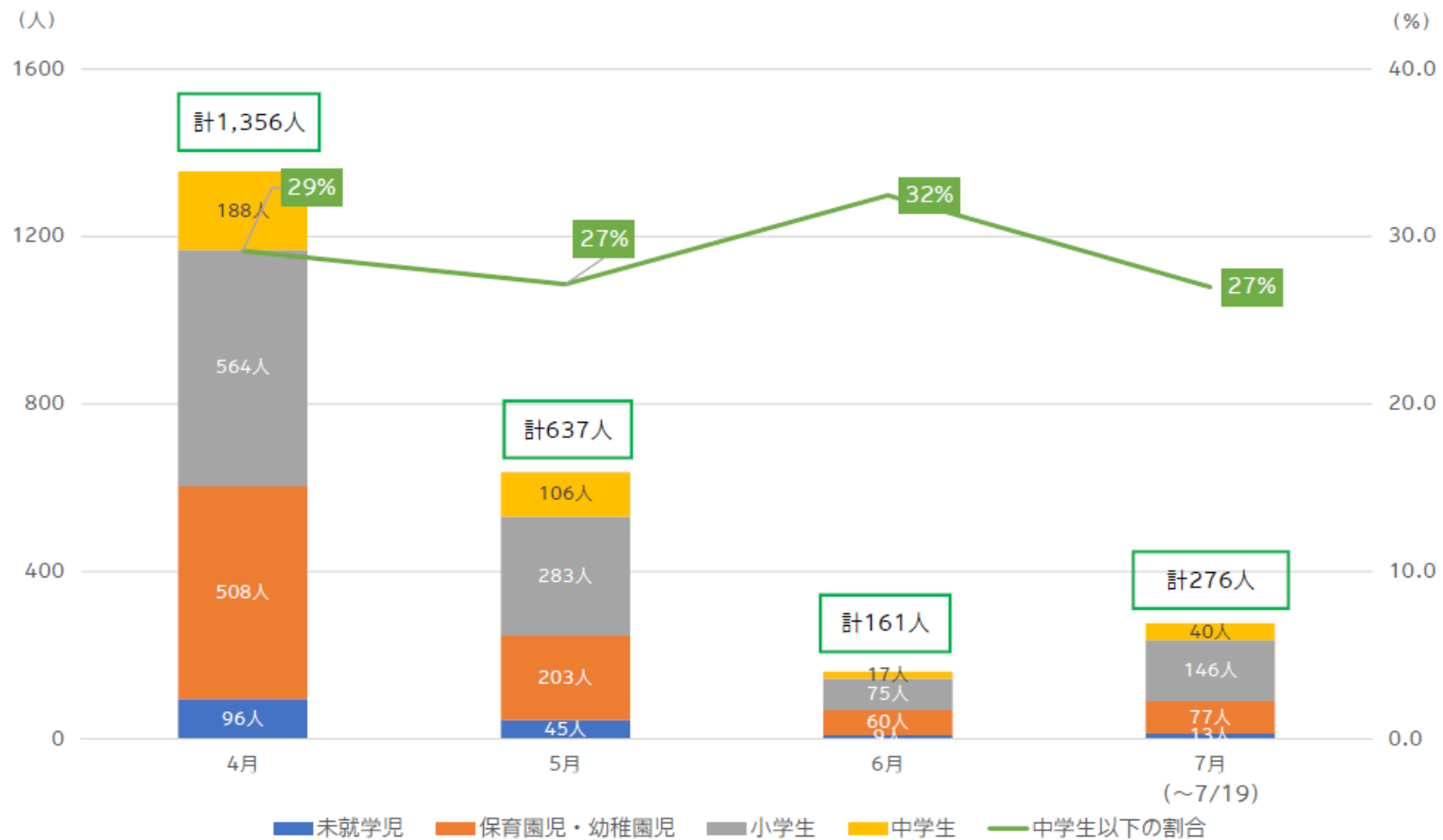
■年代別陽性者の推移



■推定感染源の推移



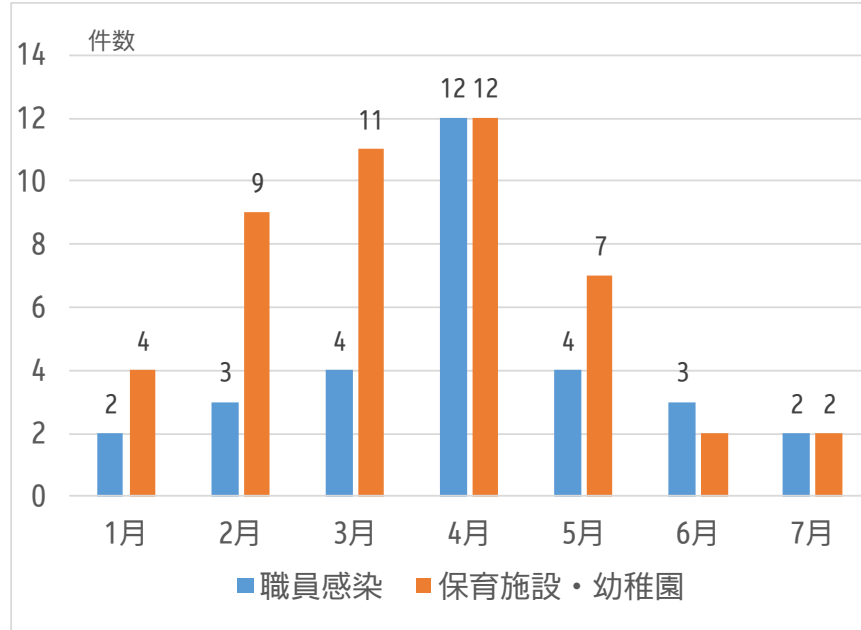
# 中学生以下の陽性者数の推移



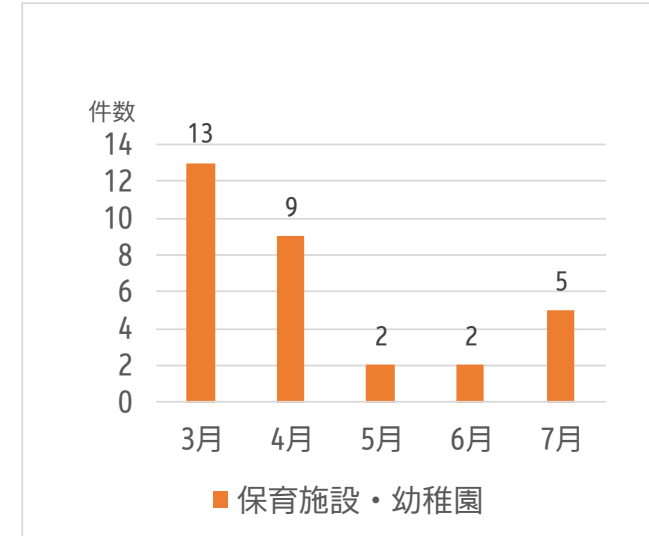


# 児童施設におけるクラスター発生等について

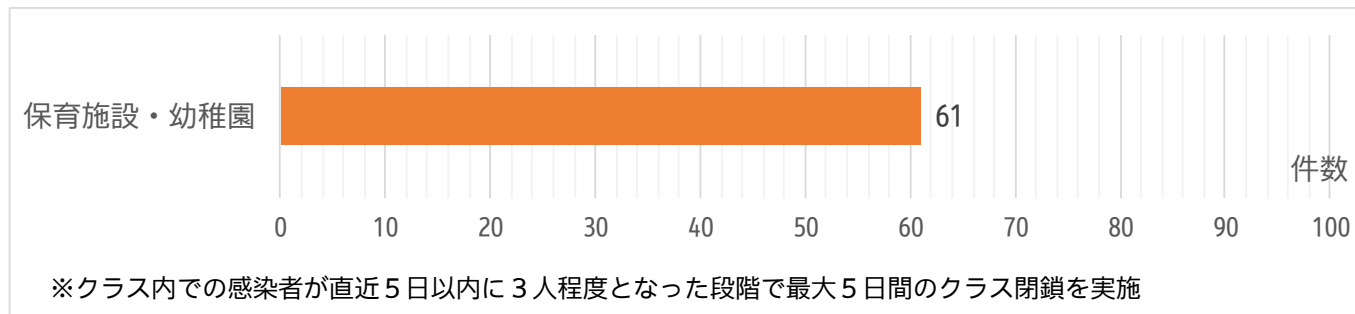
## 1 職員感染・児童施設クラスターの発生件数 (令和4年1月～7月21日)



## 2 PCR検査を実施した回数 (令和4年3月～7月21日)



## 3 最大5日間のクラス閉鎖を実施した回数 (令和4年4月12日～7月21日)



## 改めて施設における感染対策の徹底をお願いします。

- 常時換気**（可能であれば二方向の窓を10～20cm程度開けるのが目安。また下窓があれば排出促進につながるので下窓優先。）  
※常時換気が行えない場合は、30分に1回以上、数分間程度窓を全開にするなどにより換気を行うこと。
- 手洗い、手指や多数の者が触れる部分**（机、ドアノブ、おもちゃ等）の**消毒などの基本的な感染防止対策の徹底**。
- 各施設での**黙食の指導**（各家庭でも換気、マスク、黙食を要請）
- 児童の発育状況や活動内容等に応じて、マスク着用の有無を適切に判断**。また、送迎をする保護者への**マスク着用の徹底**
- 密集や近距離での活動等を避けるため、活動時間や場所を分散**する。各施設での**異年齢交流の自粛**
- 飲食を伴う場面では、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなど、飛沫防止対策を講じる**
- 児童や職員の対象管理を徹底し、体調不良の場合は帰宅させる**。
- 希望する職員の3回目ワクチン接種の推奨**（子どもを感染から守る観点から）

当面の間、クラス内3人の感染者判明で最大5日間のクラス閉鎖をお願いします。  
また、感染拡大の傾向がみられる場合は、必要に応じてPCR検査を実施します。  
濃厚接触者の判定の迅速化のため、各保育施設にその判定をお願いしています。

(参考)

2022.6.15 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンから  
「こども家庭庁設置法」「こども基本法」の成立に呼応して声明が発せられました。

この度成立したこども家庭庁設置法、こども基本法では、こどもの意見表明機会・参画の確保、意見の尊重、その最善の利益を優先して考慮すること（こども基本法第3条及びこども家庭庁設置法第3条）が基本であると明記され、第208回国会での議論においても、こどもの意見を聴き、それを尊重しながら子ども政策を実施するという答弁が繰り返しなされている。また、子どもと、こどもの意見を受け止める側の大人の両方に子どもの権利を周知・啓発すること（こども基本法第15条）の重要性も国会の議論で確認されている。

今後は、こども家庭庁が旗振り役となり、こどもの意見を聴き、その意見を尊重し、こどもの権利が保障されるために必要な制度構築や環境整備を行うことが求められる。そのために、次の3点が、早急かつ具体的に議論されることを望む。

1 意義ある子ども参加の仕組みづくりを

地方自治体や、草の根で子どもたちとともに活動する民間団体との連携が重要となる。また、制度設計や構築プロセスの時点から、子どもたちとともに検討、設計していくことが必要である

2 十分な予算の確保を

子育てに関連する予算について、対国内総生産（GDP）比3%台半ばを目指すよう求める。


3 あらゆる場で意見表明を当たり前

子ども自身が自らを権利の主体として認識できるよう子どもの権利教育を実施するほか、保護者や教職員、子どもとかかわる大人をはじめとしたあらゆる大人が子どもの権利を理解し、子どもに向き合うことが重要である。

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

理事長 井田純一郎  
設立 1986年5月1日  
事業内容 教育、保健・栄養、緊急・人道支援、防災（災害リスク軽減）、子どもの保護、子ども参加等の国内外での子ども支援事業及び啓発事業

セーブ・ザ・チルドレン



@セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

子どもの権利のパイオニアとして100年の歴史を持つ子供支援専門の国際NGO。日本を含む29か国の独立したメンバーが連携し、約120か国で子ども支援活動を展開。  
すべての子どもにとって、生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」が実現されている世界を目指す。